

### 第1条（目的）

本規定は神奈川県本部主催のフォトコンテスト及び月例審査会の応募規定の基本となるものである。

- 1) 各コンテスト等の応募要項は本規定に準拠して細部を定める。応募要項に記述がない事項については本規定に従う。

### 第2条（応募要件）

- 1) 応募者は、応募作品の撮影者に限る。
  - イ) 他人が撮影した写真を自己名義で応募することはできない。
  - ロ) 自己が撮影した写真を家族や他人名義（借名、偽名）で応募することはできない。
- 2) 応募者が過去にコンテストに入賞した作品およびそれに類似した作品（同じ対象を同じような条件で撮影した作品）は応募できない。
  - イ) 他のコンテストに応募中、または応募予定の作品も応募できない。
  - ロ) 他のコンテストに応募した作品でも受賞作品でなければ応募はできる。
  - ハ) ただし、全日写連主催のコンテストは、総本部の定めに従い入賞作品でもより上位のコンテストには応募できる。
- 3) 肖像や著作物など、他人が権利を有するものを利用した応募作品は、事前に使用許諾を得たうえで応募すること。
  - イ) 第三者から権利侵害や損害賠償などの苦情、請求、異議申し立てがあった場合、応募者が自己責任と費用においてこれらの問題を解決するものとし、主催者は一切の責任を負わない。応募者がすべて対処し、主催者に一切迷惑をかけないものとする。
  - ロ) 被写体が未成年の場合は、親権者の承諾を必要とする。
- 4) 公序良俗に反する作品、撮影モラルに反する作品は応募できない。
  - イ) 主催者及び審査員が該当すると判断した場合は、審査対象外とする。
- 5) コンテスト等の応募要項で合成・変形など事実を改変する画像加工を認めていない場合は、該当する作品は応募できない。
  - イ) 違反の疑いがある場合は、オリジナル画像とその前後の画像データの提出を求めることがある。
- 6) その他事項、応募サイズ、単写真・組写真の別、応募テーマ、部門、画像加工の可否、応募資格等は各コンテスト等の応募要項にて定める。

### 第3条（規定違反の扱い）

- 1) 応募作品が本規定および各コンテスト等の応募要項に違反した場合は、規定違反として扱う。
- 2) 規定違反作品は入選・入賞決定後であっても取り消し扱いとなる。
- 3) 規定違反と判断された応募作品は返却に応じられない場合がある。
- 4) 規定違反者については、相当期間の県本部主催コンテスト等への応募を禁止する場合がある。
  - イ) 応募禁止は県本部委員長の申請に基づき、県本部長の承認を持って実施するものとする。
  - ハ) 禁止期間中に応募された場合は審査対象外とし、応募作品、応募料等は返却しない。
- 5) 前項の規定は、神奈川県本部会員がより上位の全日写連コンテストにおいて重大な違反があった場合も適用する。

### 第4条（入賞作品の扱い）

- 1) 入選・入賞作品の著作権は撮影者に帰属するが、主催者に無償で非独占的に使用、掲載する権利（展示、広報、ポスターパンフレット、ホームページ等）を与えるものとする。
- 2) 入選・入賞作品を全日本写真連盟以外のコンテストに応募する場合は、各コンテストの応募規定を確認のうえ応募すること。

付則 この規定は、2021年4月1日から施行する。